

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり財政援助団体監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
補助金等の名称	団体名	所属部局		
酒田観光戦略推進 協議会負担金	酒田観光戦略推進 協議会	地域創生部 交流観光課	5月10日～ 6月30日	5月27日

2 監査の範囲

令和3年度の補助金等に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

団体の会計処理について

酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）の令和3年度収支予算（令和3年10月8日書面表決）に計上されていないアドバイザー業務委託2件、合計12,467,364円について一者随意契約で令和3年4月1日に契約を締結し、管理費予算（給与・手当等の人件費）から支出していた。

また、協議会規約第15条では、事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすると規定されているが、令和3年度酒田花火ショー実行委員会負担金の精算（9,238,605円戻入）を、事業年度を越えて令和4年5月6日にするなど、令和4年5月まで令和3年度分10件の入出金があり、令和4年3月31日現在の通帳残高と令和3年度決算報告書（案）の繰越額が一致していない。

公金が投入されている以上、適正な会計処理が求められることから、協議会の事業計画、収支予算及び規約にのっとり、適正に事務処理すること。

団体の内部統制体制について

令和3年5月10日付けで酒田観光戦略推進協議会（以下「協議会」という。）事務局長から市へ118,072千円の負担金の請求がされているが、協議会総会での事業計画及び収支予算の議決を経ていなかった。

協議会規約第8条第2項では、通常総会は、毎年1回事業年度終了後3月以内に代表が招集する。第9条では、事業計画及び収支予算に関する事項は総会の議決事項と規定されているが、協議会設立以来、理事会、総会は開催されていない。令和3年度は、10月8日に通常総会の書面表決のみとなっており、その後、事業計画の変更など協議会としての審議決定が確認できない。

また、協議会の事務局が地域創生部交流観光課、監事が所管部長となっておりチェック機能が働いていない。

このような状況から協議会として機能しているとは言い難く、協議会規約にある目的、事業を達成するよう組織体制を確立すること。